

2023 年度 国際園芸博覧会公式参加者招請活動支援業務委託  
業務説明資料

1 総則

(1) 適用範囲

本業務説明資料は「2023 年度 国際園芸博覧会公式参加者招請活動支援業務委託」(以下、「本業務」という。)に適用する。

(2) 準則

本業務の実施にあたっては、本業務説明資料のほか、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会(以下、「協会」という。)の委託契約約款及び契約規程を遵守すること。

(3) 件名

2023 年度 国際園芸博覧会公式参加者招請活動支援業務委託

(4) 履行期限

契約締結の日から2024年3月29日(金)まで

(5) 履行場所

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会事務所(横浜市中区)および受託者事務所

2 業務の概要

(1) 業務の背景・目的

国際園芸博覧会は、国際的な園芸・造園の振興や花と緑のあふれる暮らし、地域・経済の創造や社会的な課題解決等への貢献を目的に開催されるものである。2027年に神奈川県横浜市で開催される2027年国際園芸博覧会(以下、「本博覧会」という。)は、2019年9月に国際園芸家協会(AIPH)から承認され、2022年11月に博覧会国際事務局(BIE)から国際条約に基づく国際博覧会として認定された。これを受け、2023年から、外国政府、国際機関への参加招請活動(以下、「参加国招請活動」という。)が本格的に実施されている。

本業務では、協会が、国や神奈川県、横浜市と連携して参加国招請活動を行うにあたり、駐日大使館・領事館や国際機関の駐日事務所本部・支部(以下、「駐日大使館等」という。)訪問時に使用する招請対象の国・国際機関(以下、「参加招請国等」という。)に関する各種資料作成支援、参加招請国等と関係の深い企業等のリストアップ等を行うことを目的とする。

○参考：公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 公式ウェブサイト  
<https://expo2027yokohama.or.jp/>

○参考：国際園芸博覧会の招致（横浜市 HP）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/shochi/top.html>

○参考：旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（横浜市 HP）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/jokyo/kukakuseiri/kamiseya/kihonkeikaku.html>

○参考：国際園芸博覧会検討会（農林水産省・国土交通省共管）

[https://www.maff.go.jp/j/seisan/kaki/flower/f\\_yokohama/yokohamahaku.html](https://www.maff.go.jp/j/seisan/kaki/flower/f_yokohama/yokohamahaku.html)

○参考：AIPH（国際園芸家協会）

<http://aiph.org/>

○BIE（博覧会国際事務局）

<https://www.bie-paris.org/site/en/>

## （2）留意事項

ア 本業務の実施にあたっては、「GREEN×EXPO 創生組織（ラボ）」の農&園藝チーフコーディネーター等構成員の意見を聞きながら進めること。なお、構成員への謝金は本委託業務から除くものとする。

イ 上記とは別に、必要に応じて協会と相談の上、花き園芸・造園業界団体及び有識者から意見を聞きながら進めること。なお、ヒアリングの実施にかかる費用及び手続一式は、本委託業務に含むこととする。

ウ 国をはじめとした関係機関、協会が指定した助言者、有識者、協会内各課等との綿密な連携が必要となるため、効率的に連携を進められるよう、適時適切に情報共有や議論を行うことができる体制を構築する。

エ 上記、ア～ウの連携にあたっては各種会議等が実施されるため、これらに対し必要に応じて参加すること。

オ 受託者は、本業務実施前及び実施中に委託者と綿密な調整を随時行い、検討の方向性に齟齬が無いことを事前に確認すること。

カ 我が国における花き園芸・造園・農業等の振興を目指すとともに、A1クラスの国際園芸博覧会であることを念頭に取り組むこと。

キ 業務における招請活動の対象とする国・国際機関数については、少なくとも20～25程度すること。

ク 本業務の実施には、外国政府や国際機関への参加招請活動を行う性質上、主に英語と日本語の理解能力及び翻訳能力を必要とする。

## 3 業務内容

### （1）参加招請国等に関する調査・各種資料作成支援

参加国招請活動を実施する際に使用するプレゼンテーション資料及び参加招請国

等の基本情報や特徴、適切な勧奨手段等をまとめた手持ち資料を、参加招請国等ごとに作成する（20～25 程度の国・国際機関を想定）。資料作成に際しては、参加招請国等と日本もしくは神奈川県・横浜市との関係性や参加招請国等にとってのメリット、参加招請国等に強みがある産業・重視する政策や、過去の博覧会での出展内容と本博覧会のテーマの親和性など、参加招請国等の関心を引き参加表明につながるような情報に加え、わかりやすい資料とするための図・写真等を必ず包含することとし、英語版および日本語版の2種類をそれぞれ作成すること。

上記の情報につき、資料1 か国あたりパワーポイントの資料で3～6 ページの分量でまとめ、参加招請国等を指定してから概ね1 週間から2 週間程度の期間に、随時データで納品する。資料については、協作成の25 ページ程度の資料と統合して参加国招請活動に使用するため、協作成資料と親和性の高いデザインで作成すること。

また、協作成の25 ページ程度の資料（各国共通）について、参加招請活動の進捗や参加国共通の関心事項をふまえた改善の提案を行う。

なお、繁忙期には、同時並行で複数国分の作業が生じる可能性がある点を留意すること。

## （2）参加招請国等と関係の深い企業等のリストアップ

本博覧会においては、外国政府が直接出展する場合に加え、相手国内・日本国内の企業や団体を出展事業者として指定する場合も、公式参加者としての参加が可能となる。

外国政府と関係が深い企業を通じた参加国招請活動を行うことも見据え、協会が指定する参加招請国等（20～25 程度を想定）について、以下ア～エに該当する企業・団体の名称・住所・連絡先・相手国との関係性等を含めた調査・リストアップを行う。なお、「相手国内・日本国内にある企業・団体」はあくまで所在地の要件であって、代表者の出身国や、相手国資本・日本資本の企業であるかは問わない。

- ア 過去の登録博覧会、認定博覧会、地方博覧会や、その他の国内イベント（駐日大使館等が主催して行う市民向けイベント等も含む）において、大使館あるいは外国政府と連携して出展した経験がある日本国内の企業・団体
- イ 相手国の日本における名誉総領事・名誉領事を務めるなど、相手国と関係が深い日本国内の企業・団体
- ウ 園芸・農業・食品・環境・生命科学等の園芸博覧会のテーマ・サブテーマと関連がある分野に強みがある企業・団体で、相手国との関係が深い日本国内の企業・団体
- エ その他、各国政府と連携して本博覧会への出展が想定しうる相手国内・日本国内の企業・団体

## （3）打合せ

業務を進めるにあたり、委託者と受託者で月に2回程度、定期的に打合せ等を行うほか、必要に応じて実施する。打合せにおいては、委託者と協議の上、WEB会議も可能とする。

また、必要に応じて、関係者等へのヒアリングを行うこと。ヒアリングの実施に伴う費用は本業務に含むものとする。

打合せ・ヒアリングの都度、議事録を受託者が作成し、原則次回打合せまでに提出すること。

#### (4) 報告書とりまとめ

本業務について、報告書に取りまとめる。資料は図表等を用いてわかりやすく作成すること。また、2024年度に向けた課題や引継ぎ事項、公式記録に残す内容の精査についても記載すること。

### 4 成果品

(1) 実施報告書（電子データ） 1式

(2) 業務にあたり作成した資料（電子データ） 1式

(3) その他、調査・検討過程の資料で委託者が必要と認めるもの

※電子データについては、DVD等格納とし、その際、Microsoft Office等により編集可能な汎用的なデータも併せて格納すること。

### 5 参考

(1) 関係規則等

ア AIPH規則および付属書

(AIPH Regulations for Category A1 World Horticultural Exhibitions/AIPH Annexes to Regulations for Category A1 World Horticultural Exhibitions)

イ 過去に開催した並びに近年開催予定の国際園芸博覧会、国際博覧会関係規則

- ・ General Regulations of the International Horticultural Expo 'Expo 2022 Floriade Almere, The Netherlands'、Special Regulations
- ・ General Regulations of the International Horticultural Exhibition 'Expo 2023 Doha, Qatar'、Special Regulations
- ・ その他 2025年大阪・関西万博の一般規則・特別規則、国際園芸博覧会・関係規則等

なお、規則関係の更新に注意すること。

### 6 その他

(1) 業務の実施に関しては、プロポーザルの内容に関わらず、委託者と協議の上、業務実施計画を策定し、業務を実施する組織体制と併せて提出すること。

- (2) 受託者は、常に委託者と密接に連携を図り、委託者の意図について熟知の上作業に着手し、効率的な業務の実施に努めなければならない。
- (3) 受託者は、本業務の実施にあたり、協会及び国等が発注する他の業務等と関連する内容については、他の業務の受託者等と連携して行うこと。
- (4) 業務の遂行上、委託者の意思決定が必要となるサービス水準などの与件・諸元の設定が求められる場合には、その設定支援を行うこと。また、設定が必要な与件・諸元については、数字の根拠、目的、算定内訳等を示し、委託者等が採否の判断をできるように、メリット・デメリット、収入・コスト等を整理し、検討した資料を作成すること。その際、必要に応じて、過去の博覧会や類似イベント、類似施設等から与件・諸元とするデータ等を収集し、比較表を作成すること。
- (5) 受託者が本業務を実施するにあたり生じた諸事故や第三者に与えた損害等については、受託者が一切の責任を負うとともに、委託者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、委託者の指示に従うものとする。
- (6) 受託者が協会の所有する書籍や報告書類等を借り受け、これを紛失又は破損した場合、受託者の責任においてこれを修繕、若しくは補償すること。
- (7) 設計図書に定められていない事項や業務内容に疑義を生じた場合、並びに、業務上重要な事項の選定については、あらかじめ委託者と打合せを行い、その指示又は承認を受けること。
- (8) 受託者が、本業務に関して個人情報を取り扱う事務を行う場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務着手にあたっては、「個人情報取扱特記事項」第12条に基づく研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出することとする。
- (9) 受託者は、この契約に基づき電子計算機処理等の事務を行う場合には、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守することとする。
- (10) 受託者は、成果物について第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- (11) 作業過程のデータ等を含め、成果品についての著作権などの全ての権利は委託者に帰属するものとし、委託者と委託者が指定する第三者に著作人格権を行使しないこと。
- (12) 本業務を通じて知り得た情報について、受託者は守秘義務を負うこととし、委託者の許可なく使用することのないように、適切に管理すること。また、これらに関して、委託者の了承なしに公開しないこと。